

高齢者・障がい者の  
身元保証支援・生活支援・葬送支援

きずなの会に出会えてよかった



ホームページ <https://kizuna.gr.jp>

きずなの会

検索



作成日 2026.3.1



## ごあいさつ

一人暮らしをされていた高齢者からの切実な相談が当会の始まりでした。「施設に  
 入居する際、身元保証人を求められた。」「身寄りがない。」「身元保証人がいない。」そこ  
 で、このような悩みを解決するため、法律専門家・有識者が立ち上がりました。2001年、  
 愛知県から認証を受け、NPO法人きずなの会を設立。2021年には、設立20周年の  
 節目を迎え、翌年2022年3月に愛知県から認定を受けて「認定NPO法人」となりました。  
 設立以来、累計15,800名(※2025年12月末時点)の方々と生活支援等契約を結び、  
 全国16か所の事務所で活動を行っています。

今後も、永年継続と社会的使命を念頭に置き、会員皆様に安心と満足を提供できる  
 よう、関係機関と連携を保ちながら弁護士法人名城法律事務所と共に健全な活動を進  
 めてまいります。

認定NPO法人きずなの会  
くらたしんや  
 理事長 倉田 慎也

きずなの会は、2022年3月24日付で愛知県から認定を受け、  
**「認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)」**  
 となりました。

### 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて

きずなの会は、2024年6月に内閣官房及び関係の8府省庁から  
 公表された「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」に沿って  
 活動しております。

「認定NPO法人」とは、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進  
 に資するものにつき一定の基準に適合したものと、所轄庁の認定を受けたNPO法人です。

## 目次

### きずなの会の支援

身元保証支援	P1-2
生活支援 (緊急支援・一般支援)	P3
葬送支援	P4

### 弁護士法人 名城法律事務所の支援

金銭契約・その他 (希望者のみ)	P5-6
------------------	------

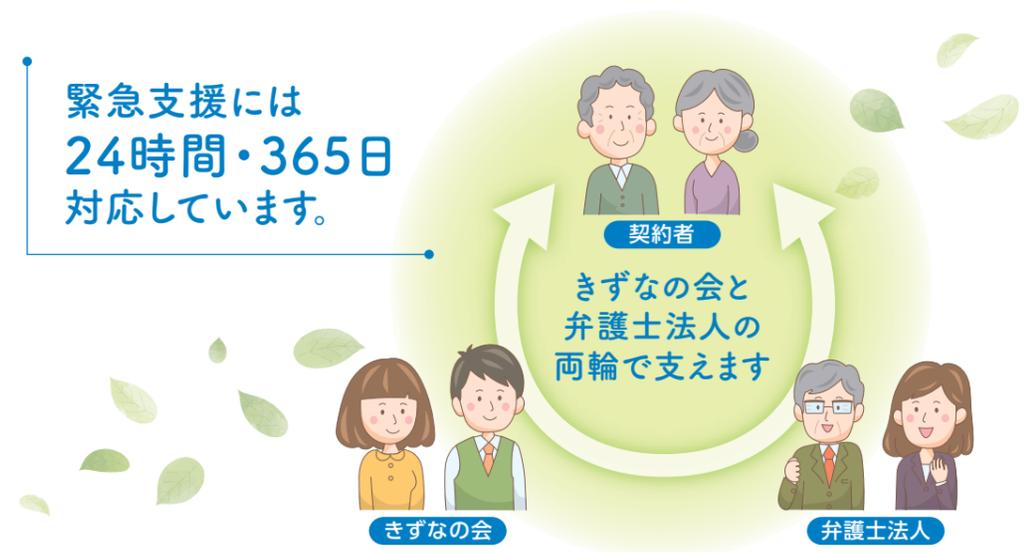
### ご契約について

契約プランの種類・料金	P7-8
ご契約までの流れ	P9
運営方法・きずなの会福祉基金	P10
Q&A	P11-12

### きずなの会について

沿革・定款	P13-14
全国事務所一覧	P15-16

緊急支援には  
**24時間・365日**  
 対応しています。



# 身元保証支援



入院時や高齢者施設への入居時などに求められる身元保証人。

きずなの会がご家族・ご親族に代わり、「身元保証人」をお引き受けします。

家族がいても遠く離れて暮らしていたり、近くにいても疎遠だったり、現代の家族関係は複雑です。また、介護離職やヤングケアラーなど、ご家族の世話に関する社会問題が山積みになっています。そうしたご家族・ご親族間の諸事情で、入院時や高齢者施設入居時などの「身元保証人」を確保できない場合、きずなの会がご家族・ご親族に代わり、「身元保証人」をお引き受けします。

入院・転院・施設入居・住宅入居・・・  
ご家族・ご親族に代わり、きずなの会が  
**身元保証人**をお引き受けします。

例えば...

- ✓ 病気やケガで緊急入院することになった
- ✓ 病院を転院することになった
- ✓ 介護・福祉施設で暮らしたい
- ✓ 賃貸住宅に入居したい ※審査あり

病院への入院や転院の時



こんな時!

きずなの会が  
身元保証



介護・福祉施設への  
入居・転居の時



賃貸住宅などへの  
入居の時

※審査あり

## 身元保証人に求められる具体例とその対応

### 治療方針や各種治療・手術の同意 及び延命治療に関する諾否

契約時に弁護士が万一の際の対応について、会員様に意向を聞き取りしています。病気やケガなどで会員様に意識がなくなった場合、きずなの会がご本人様の意向を医師にお伝えします。

### 緊急時の連絡先

病気やケガ、万一の際に病院や施設などで求められる緊急連絡先をお引き受けします。そのため、きずなの会では24時間365日、連絡の取れる体制をとっています。  
※旅行中の緊急連絡先もお引き受けします。

### 亡くなられた際のお引き取り

病院や施設などから会員様が亡くなられたとの連絡が入った場合、きずなの会が契約に基づき、お引き取りの手配を行います。もちろん、夜間帯の対応も行います。

### 未払入院費、家賃滞納金がある場合の債務保証

きずなの会が入院時や施設入居時の連帯保証人になっている場合、契約に基づき弁済します。

# 生活支援

緊急支援 一般支援



病気やケガなどの緊急支援をはじめ、  
受診の付き添いなど日常的な生活支援を行います。

介護保険制度は改正を重ねるごとに充実してきてはいるものの、生活の全てを補うことは困難です。また、ご家族やご親族が近くにいても、仕事や体調面の事情などで、緊急時の対応に困られることがあるかと思えます。きずなの会はこうした制度やご家族・ご親族をカバーする生活支援を行います。

## 支援内容

会員様のご希望・身体状況・経済状況などを考慮し、きずなの会が関係者の協力を得ながら医療・介護などの各種制度を利用できるように支援いたします。生活支援は有料ですが、生活支援を含むプランで契約された方は契約時の預託金に生活支援費用(330,000円)が含まれており、そこから精算します。よって、生活支援の都度の支払いは不要です。ただし、お預かりしている金額以上に生活支援をご利用された場合は、生活支援費用の預託金を追加していただきます。

種類	支援内容	手数料(税込)
緊急支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援の依頼を受けてから2時間以内に対応が必要な支援(病気・ケガなど)</li> <li>● 24時間365日対応</li> </ul>	1出勤(3時間以内) <b>16,500円</b> (3時間を超える場合は 1時間毎に5,500円追加)
一般支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入院・入居などの情報提供・申し込み手続き</li> <li>● 受診・入院・入退院時の付き添い</li> <li>● 入院・入居中の支援(物品などのお届け・医療説明同席・手術立ち会いなど)</li> <li>● 各施設見学の付き添い</li> <li>● 病院・施設関係者・ケアマネジャーとの調整・協議</li> <li>● 転居に伴う手続き・家具処分の立ち会い(※専門業者への費用は別途必要)</li> <li>● その他の生活支援</li> </ul>	1時間当たり <b>2,200円</b> (30分以内は1,100円)

## 費用について

プランや費用について詳しくはP7・8をご覧ください。

- 支援員の移動(事務所→支援場所→事務所)も支援費用が必要です。
- きずなの会の生活支援は、すべて介護保険適用外です。

# 葬送支援



亡くなられた後の事務手続きや  
葬儀・納骨などを行います。

亡くなられた後のことを前もって決めておくことは、とても大切です。きずなの会は、死亡診断書の取得、病院・施設の最終精算、行政への届出等の事務手続き、葬儀・納骨などを、生前のご本人様の意思に従って行います。



## 万一のときの事務支援

会員様が亡くなられた場合、ご遺族への連絡、行政への届け出など必要な手続きを行います。(きずなの会が把握しているものに限る)

- ご遺族への連絡
- ご遺体の引取り手配
- 死亡診断書の取得
- 役所への届け出
- 病院・施設などの費用の精算
- 年金・健康保険などの停止
- ライフラインの停止・廃止
- 住居の返還
- 家財の処分(※専門業者への費用は別途必要)
- 遺言執行者へ通知 など

## 葬儀支援

生前に会員様から希望する葬儀について聞き取り、必要な費用を弁護士法人に預託していただきます。亡くなられた際には、きずなの会がご葬儀の連絡から葬儀場の手配、火葬・収骨まで、生前のご本人様の意思に従った形式で葬儀を執り行います。



## 納骨支援

生前の会員様の意思に従い、きずなの会の方で納骨します。納骨先が未定の場合、各地域にあるきずなの会の供養墓に納骨することも可能です。また、墓じまいや散骨のご相談もお受けいたします。



安楽廟  
(名古屋市内)



藤枝霊園  
きずなの会専用墓  
(静岡県藤枝市内)



きずなの樹  
(東京都町田市内)



宝泉院  
(東京都多摩市内)



永遠のいこひ  
(横浜市内)

※上記の他、大阪府、埼玉県にも供養墓があります。

# 弁護士法人 名城法律事務所による支援

弁護士法人名城法律事務所(以下、弁護士法人と略す)は、きずなの会とともに高齢者・障がい者の支援活動を行っています。金銭管理や後見人契約などの法律問題もご相談いただけます。

## 金銭契約

きずなの会と契約する際、弁護士法人と①金銭預託契約 ②金銭管理契約いずれかの金銭契約を結んでいただきます。なお、契約にあたり推定相続人調査を行っており、会員様が亡くなられた際には、精算後の預託金残金を法定相続人または遺言執行者へ引き渡します。

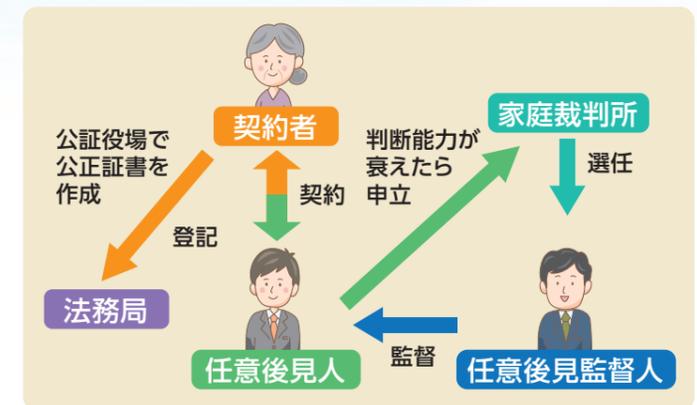
種類	支援内容	手数料(税込)
① 金銭預託契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 弁護士法人が、契約に基づく預託金をお預かりします。</li> <li>● 預託金は、専用口座で責任をもって保管します。</li> </ul> <small>※現金・通帳などをご自身で管理できる方に適しています。</small>	<b>1,100円/月</b> 毎年1年分を 契約月に後払い (年額13,200円)
② 金銭管理契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金銭預託契約の内容に加え、弁護士法人が現金・通帳・キャッシュカードなどをお預かりし、支払代行をするのが「金銭管理契約」です。</li> <li>● 入院費・施設利用料などが発生した場合、お預かりしている通帳から支払を代行します。</li> <li>● 半年に一度、金銭管理状況を報告します。生活費などのお届けは、きずなの会職員が対応(訪問)します。</li> </ul> <small>※体力の低下などにより銀行窓口での手続きやATMの操作がご自身で出来ない方に適しています。</small>	<b>16,500円/月</b> 毎年1年分を 契約月に後払い (年額198,000円)

※金銭契約(金銭預託⇄金銭管理)はいつでも変更することができます。

後見の申立てなどを弁護士法人に依頼することもできます。(別途費用が必要です)

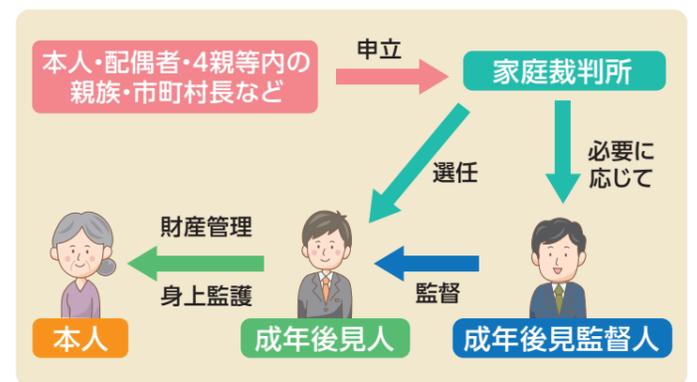
## 任意後見制度(判断能力が不十分になる前に)

判断能力があるうちに「任意後見契約」の締結をお勧めします。あなたの判断能力が衰え、自分の身の回りのことや財産管理が十分に行えなくなってきたとき、金銭管理・医療サービスの処理を任意後見人が代行します。任意後見制度では、契約者が後見人を選ぶことができ、この後見人を裁判所が選んだ「後見監督人」が監督しますので安心です。



## 法定後見制度(判断能力が不十分になってから)

法定後見制度とは、家庭裁判所によって選任された後見人(後見人、保佐人、補助人)が認知症などによって判断能力が低下したご本人様に代わって財産管理、各種契約の締結や法律行為を行う制度です。



## 遺言書

ご自身が亡くなった後の財産処分について、遺言書の準備をされる方が増えています。弁護士法人に遺言書について相談することができ、また公正証書遺言や自筆遺言を預けることもできます。(自筆遺言の保管は別途費用が必要です)



# 契約プランの種類・料金

契約にあたり、下記内容の預託金が必要となります。  
 預託金は、弁護士法人名城法律事務所(以下、弁護士法人と略す)が  
 お預かりします。一括払いが困難な方は積立払いも可能です。

## 各種ご利用料金

①～③をご自由に組み合わせることができます。

### ① 身元保証支援

身元保証生涯手数料……………23.1万円

計 **23.1万円**



### ② 生活支援

各種生活支援費用\*……………33万円  
 生活支援基本金……………11万円

計 **44万円**

\*緊急支援1出勤(3時間以内) 16,500円  
 一般支援1時間あたり2,200円

### ③ 葬送支援

万一のときの事務支援費用…16.5万円  
 葬儀代(実費)……………28.6万円  
 きずなの会支援費用……………5.5万円  
 墓地・納骨支援……………16.5万円

計 **67.1万円**



+

### 必須 きずなの会基本料金

入会金・初年度事務手数料など

計 **50.8万円**



### 必須 弁護士法人基本料金

本契約手数料・推定相続人調査など

計 **13万円**



※表示価格は全て税込です。  
 ※積立払いをご利用の場合、別途「積立利用手数料」が必要となります。  
 ※出張契約の場合、別途「きずなの会出張費」「弁護士出張費」が必要となります。

下記プランは契約プラン例です。P7の料金表(①～③)を基に、ご自由に  
 組み合わせることができます。

## 例1 ①身元保証支援

① 身元保証支援 23.1万円 + 必須 きずなの会基本料金 50.8万円 + 必須 弁護士法人基本料金 13万円

総額 **86.9万円**

## 例2 ①身元保証支援 + ②生活支援

① 身元保証支援 23.1万円 + ② 生活支援 44万円 + 必須 きずなの会基本料金 50.8万円 + 必須 弁護士法人基本料金 13万円

総額 **130.9万円**

## 例3 ①身元保証支援 + ③葬送支援

① 身元保証支援 23.1万円 + ③ 葬送支援 67.1万円 + 必須 きずなの会基本料金 50.8万円 + 必須 弁護士法人基本料金 13万円

総額 **154万円**

## 例4 ①身元保証支援 + ②生活支援 + ③葬送支援

① 身元保証支援 23.1万円 + ② 生活支援 44万円 + ③ 葬送支援 67.1万円 + 必須 きずなの会基本料金 50.8万円 + 必須 弁護士法人基本料金 13万円

総額 **198万円**

※表示価格は全て税込です。  
 ※後見制度を利用されている方(後見人・保佐人・補助人)向けの契約プランもあります。  
 ※身元保証人でお困りの生活保護受給者のための「特別支援契約」もあります。  
 (預託金39万円積立払い可)

# ご契約までの流れ

## 1. 面談のご予約

まずは、お気軽にお電話ください。面談の日時を設定いたします。

## 2. 相談員と面談

ご自宅・病院・施設などへのお出張相談(無料)もお受けいたします。

## 3. ご契約内容の確認・検討

ご自身が必要とされる契約内容になっているか、ご確認ください。

契約を希望される場合は、本人確認のため、契約前に保険証などの写しをご提出ください。

## 4. 日時・場所を決めてご契約

契約時必要書類	備考
戸籍謄本	1通(発行後3か月以内)
住民票(本籍地記載のもの)	1通(発行後3か月以内)
銀行印と口座番号がわかるもの	年会費などの口座引落手続きをするため

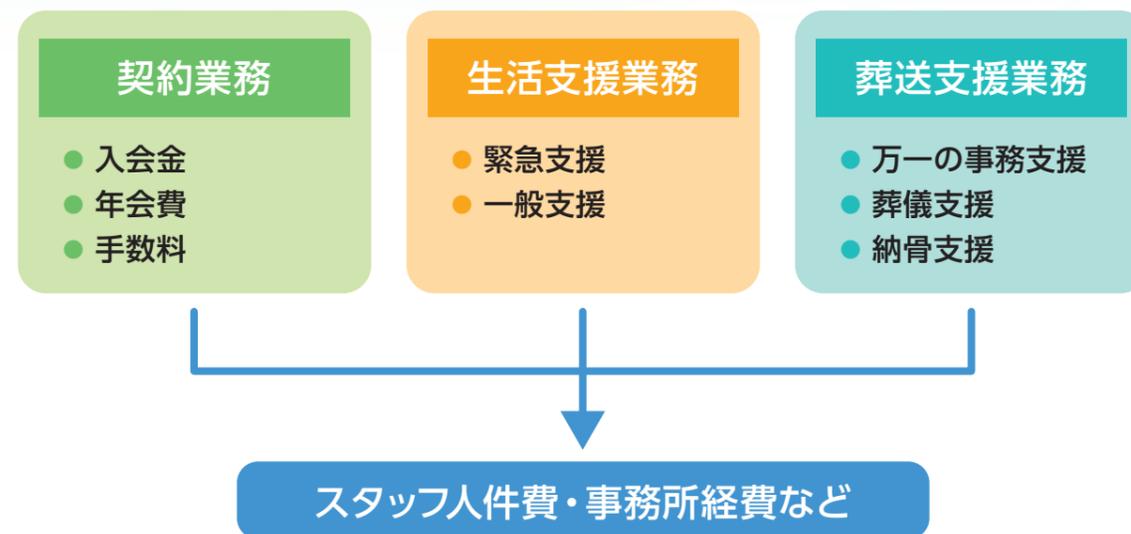
※預託金のお支払いは、お振込みまたは口座引落でお願いします。

### 「本人特定事項の確認」

弁護士法人名城法律事務所では、契約者の口座を管理したり、契約者からの現金(送金を含みます)、有価証券その他の資産(合計が2,000,000円以上になる場合)を預かったり、そのような資産を管理する場合に、氏名・住居・生年月日を写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)や、2種類の保険証・年金手帳などで確認し、コピーをとらせていただきます。

## 運営方法

きずなの会は非営利法人です。しかし、スタッフの人的費や事務所経費は必要になります。そこで、下記業務の収益によって運営を行っています。



## きずなの会福祉基金

経済的に恵まれない高齢者・障がい者の支援を主たる目的とし、「きずなの会福祉基金」を設けています。会員様や相続人の他、多くの一般市民からご寄付いただいたものをプールした福祉基金は、定期的にかきずなの会理事会での承認を得て、適正に支出されています。理事会のメンバーは、弁護士、税理士、社会福祉士、会社経営者などの一般市民から構成されています。



※福祉基金は皆様の善意に基づくものであり、きずなの会が寄付を強要することは一切ありません。

## Q & A

### Q1 どのタイミングで契約すれば良いですか？ また、契約条件はありますか？

A 生活環境が人それぞれ異なるように、契約するタイミングも人それぞれです。今現在のこと、将来のことでお気軽にご相談がございましたら、まずご連絡ください。無料出張相談もお受けいたします。なお、契約を結ぶ際、ご本人様の判断能力が必要となります。

### Q2 現在は、自宅で楽しく暮らしていますが、近い将来、施設入居を検討しています。安心して過ごす場所は、どのように探せばよいのでしょうか？

A 安心して過ごせる施設探しをきずなの会がお手伝いします。施設といっても様々な種類がありますので、ご本人様の身体状況や経済状況などを考慮しながら、一緒に探します。ご希望があれば、施設見学の付き添いも、もちろん行います。

### Q3 預託金の一括払いができない場合、契約はできないのでしょうか？

A 一括払いが難しい方には、毎月の積立払いも対応しています。積立払いは、ご本人様の収入に応じて、生活に支障がない金額を設定いたします。なお、積立払いの場合、積立利用手数料が必要となります。《初回支払金額に応じて11,000円(税込)～110,000円(税込)》

### Q4 預託金以外に必要な費用はありますか？

A 金銭預託契約の場合、毎年入会月に「きずなの会年会費 年13,200円(税込)」と「弁護士法人名城法律事務所(以下、弁護士法人と略す)の金銭預託手数料 月1,100円(税込)の1年分《年額13,200円(税込)》」が必要です。一方、金銭管理契約の場合、毎年入会月に「きずなの会年会費 年13,200円(税込)」と「弁護士法人の金銭管理手数料 月16,500円(税込)の1年分《年額198,000円(税込)》」が必要です。また、生活支援を含むプランで契約された方が、お預かりしている金額以上に生活支援を利用された場合、生活支援費用の預託金を追加していただきます。

※金銭預託契約…預託金を弁護士法人が預かります。

※金銭管理契約…預託金に加え、ご本人様の通帳やキャッシュカードなどを弁護士法人が預かり、入院費や施設利用料などの支払を代行します。

### Q5 金銭管理契約を結び自分の通帳を弁護士法人に預けた場合、誰が確認してくれるのでしょうか？

A 弁護士法人が会員様と会員様の希望する第三者(ご親族など)へ半年に一度、金銭管理状況を報告いたします。これにより、確認が可能となります。

### Q6 母は認知症ですが、契約はできますか？

A 判断能力がない方と契約を結ぶことはできません。後見の申立てを行い、後見人と契約を結ぶことで、お母様の支援は可能となります。今すぐ支援が必要であれば、まずはご親族様と「第三者契約」を結び、お母様の支援を行うこともできます。後見開始の審判が下りた時、「後見人契約」へ切り替えます。なお、後見の申立てを弁護士法人へ依頼することも可能です。

### Q7 亡くなった後の預託金はどうなりますか？

A 弁護士法人が精算し、預託金残金を法定相続人に引き渡します。そのため、契約にあたり弁護士法人が推定相続人調査を行います。なお、遺言書がある場合は、遺言執行者へ預託金残金を引き渡します。

### Q8 中途解約はできますか？

A 解約はいつでもできます(きずなの会が身元保証を差し入れている場合、保証人の変更をお願いします)。精算後、預託金残金を契約者様へ返金いたします。

### Q9 きずなの会の監査は、誰がしていますか？

A きずなの会の監事が業務執行の状況を監査しており、毎事業年度終了後、事業報告書を所轄庁である愛知県(行政)に提出しています。なお、事業報告書と定款は、内閣府NPOのホームページ内「NPOポータルサイト」で閲覧することができます。

### Q10 成年後見制度との違いは何ですか？

A きずなの会独自の身元保証制度は、入院・施設入居時の身元保証(連帯保証)、緊急・日常時の生活支援、万一のときの対応などをご家族・ご親族の代わりとなって行うものです。それに対し、国の制度である成年後見制度は、判断能力が低下したご本人様を代理し、法律行為(身上監護、財産管理)を行うもので、きずなの会の支援とは全く異なります。きずなの会では、後見人との契約プランもご用意し、これまでに数百件の契約実績があります。

### Q11 認定NPO法人の認定とは何ですか？

A 認定NPO法人とは、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものと、所轄庁の認定を受けたNPO法人です。きずなの会では、会員様をはじめ関係者皆様に、より安心をお届けするため、より社会的信頼性の高い「認定NPO法人」となりました。なお、認定の有効期間は認定の日から5年間で、有効期間の満了後、引き続き認定NPO法人として活動を行う場合は、有効期間の更新申請をする必要があります。

### Q12 他県に引っ越しをしたら、どうなりますか？

A きずなの会は全国16か所に事務所を設け活動しています。そのいずれかの事務所から2時間圏内の地域へお引っ越しされた場合、最寄りの事務所が対応することも可能です。お引っ越しを検討されている時点で一度ご相談ください。

※表示価格は全て税込です。

# 沿革・定款

## きずなの会沿革

平成13年(2001年)	特定非営利活動法人(NPO法人)きずなの会 愛知県から認証を受け、設立
平成15年(2003年)	岐阜事務所開設
平成16年(2004年)	尾張中央支所開設(平成29年[2017年]4月 春日井支局へ名称変更)
平成16年(2004年)	豊田支局開設
平成16年(2004年)	豊橋支局開設
平成17年(2005年)	東京事務所開設
平成17年(2005年)	西東京支局開設(平成29年[2017年]6月 八王子支局へ名称変更)
平成19年(2007年)	半田支所開設(令和2年[2020年]6月 半田支局へ名称変更)
平成21年(2009年)	静岡事務所開設
平成21年(2009年)	内閣府から全国認証を受ける(府国生第526号)
平成22年(2010年)	横浜支局開設
平成22年(2010年)	彦根支所開設(平成28年[2016年]7月 彦根支局へ名称変更)
平成24年(2012年)	所沢支局開設
平成25年(2013年)	浜松事務所開設
平成28年(2016年)	一宮支局開設
平成30年(2018年)	大阪事務所開設
令和 4年(2022年)	愛知県から認定を受け、認定NPO法人となる
令和 5年(2023年)	さいたま支局開設

## きずなの会定款

### ●目的

第3条 本法人は、広く一般市民を対象として、高齢者社会の中で、高齢者や障がい者が暮らしを守り真に豊かな生活を実現できるよう、身元保証の引き受けを軸に社会的弱者の生活を支援し、また近く訪れるであろう死にかかわる問題として、死後の事務処理、葬儀や相続に関する調査、研究、支援、相続等を行うことにより人権擁護を図るとともに、本人あるいは親族の精神的、経済的負担を軽減し、高齢者・障がい者の社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

### ●事業の種類

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 福祉、介護、医療及び法律等についての情報提供及び相談事業
  - ② 各種福祉施設・賃貸住居及び病院等の身元保証人及び連帯保証人の引受事業
  - ③ 入所、入居、入院時等の生活支援事業
  - ④ 死後の諸手続き及び葬送支援事業
  - ⑤ 葬儀、相続関連事項についての情報提供及び相談事業
  - ⑥ 墓地の管理事業

【きずなの会 定款 第2章 第3条 目的・第5条 事業の種類より】

現在、私たちの仲間が、  
1都1府6県16事務所  
で活動しています。

名古屋 Nagoya

豊田 Toyota

豊橋 Toyohashi

春日井 Kasugai

半田 Handa

一宮 Ichinomiya

岐阜 Gifu

彦根 Hikone

大阪 Osaka

静岡 Shizuoka

浜松 Hamamatsu

東京 Tokyo

八王子 Hachioji

さいたま Saitama

所沢 Tokorozawa

横浜 Yokohama

※QRコードを読み込むと、各事務所のページが表示されます。



**本部・名古屋事務所** ☎052-961-8002  
〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3-5-10 名古屋丸の内ビル3階

地下鉄名城線・桜通線「久屋大通」下車、2A出口より徒歩6分  
または地下鉄名城線「名古屋城」下車、3番出口より徒歩5分

**豊田支局** ☎0565-36-0082  
〒471-0034 愛知県豊田市小坂本町1-8-7 ベルトピア豊田5階

愛知環状鉄道線「新豊田」下車、西口より徒歩3分  
または名鉄三河線「豊田市」下車、西口より徒歩6分

**静岡事務所** ☎054-654-5070  
〒422-8063 静岡県静岡市駿河区馬淵3丁目2-25 TKビル3C

静鉄バス みなみ線 中田経由内回り「伊河麻神社前」より徒歩3分  
または東海道本線「静岡」下車、南口より徒歩15分

**浜松事務所** ☎053-489-3815  
〒430-0933 静岡県浜松市中央区鍛冶町140-4 浜松Aビル北館5階D

東海道本線「浜松」下車、北口より徒歩3分  
または遠州鉄道「新浜松」下車、徒歩1分

**豊橋支局** ☎0532-34-7836  
〒441-8021 愛知県豊橋市白河町29-1 白河ハイツ12B

東海道本線「豊橋」下車、西口より徒歩3分  
または豊橋鉄道渥美線「新豊橋」下車、出入口より徒歩6分

**春日井支局** ☎0568-36-8201  
〒486-0931 愛知県春日井市新松町1-4 ルネック2階

中央本線「勝川」下車、北口より徒歩2分

**東京事務所** ☎03-5911-3400  
〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル2階

東京メトロ有楽町線「池袋」下車、南口より徒歩4分  
またはJR山手線「池袋」下車、南口より徒歩5分

**八王子支局** ☎042-649-7190  
〒192-0904 東京都八王子市子安町4-15-19 ハネサム八王子4階

JR中央線「八王子」下車、南口より徒歩5分  
または京王線「京王八王子」下車、西口より徒歩12分

**半田支局** ☎0569-25-7530  
〒475-0922 愛知県半田市昭和町1-2 昭和ビル2階

名鉄河和線「知多半田」下車、西出口より徒歩1分

**一宮支局** ☎0586-26-2280  
〒491-0858 愛知県一宮市栄3-8-17 レヴァンテビル3階

東海道本線「尾張一宮」下車、東口より徒歩5分  
または名鉄本線・尾西線「名鉄一宮」下車、東口より徒歩5分

**さいたま支局** ☎048-642-8607  
〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル4階

JR大宮駅西口より歩行デッキで直結 徒歩3分

**所沢支局** ☎04-2929-0701  
〒359-1115 埼玉県所沢市御幸町5-8-1F

西武池袋線・新宿線「所沢」下車、西口より徒歩10分  
または西武新宿線「航空公園」下車、西口より徒歩12分

**岐阜事務所** ☎058-278-4377  
〒500-8381 岐阜県岐阜市市橋3-8-3 江崎ビル2E

東海道本線「西岐阜」下車、南口より徒歩10分

**彦根支局** ☎0749-27-9500  
〒522-0075 滋賀県彦根市佐和町11-30 アイシービル7階C

東海道本線・近江鉄道「彦根」下車、西口より徒歩3分

**大阪事務所** ☎06-6203-8666  
〒541-0047 大阪府大阪市中央区淡路町2-6-5 井上ビル2A

御堂筋線「本町」3番出口、「淀屋橋」11番出口より徒歩8分  
または堺筋線「堺筋本町」17番出口、「北浜」6番出口より徒歩8分

**横浜支局** ☎045-680-5511  
〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町223-1 NU関内ビル10階

JR根岸線「関内」下車、南口より徒歩10分  
または横浜市営地下鉄「関内」下車、出入口1より徒歩10分